

河長監第80号
令和2年10月1日

請求人 ●● ●● 様

河内長野市監査委員 村治 規行
同 奥村 亮

河内長野市市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和2年8月4日付で提出されました河内長野市市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）の監査結果について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査委員の合議で次のとおり決定したので、通知します。

第1 監査の請求

1 請求人

住所：●●●●●●●●●●●●●●

氏名：●● ●●（以下「請求人」という。）

2 本件住民監査請求の提出

令和2年8月4日（同月5日監査委員事務局收受）

3 請求の要旨

請求人は、令和2年8月4日付（同月5日監査委員事務局收受）で河内長野市監査委員に河内長野市市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の提出を行った。その後、同年8月17日付（監査委員事務局同月18日收受）河内長野市職員措置請求に係る要因の一部修正について、8月18日付（監査委員事務局同月19日收受）河内長野市職員措置請求に係る提出書類の追加及び修正について及び8月19日付（監

査委員事務局同月20日收受)河内長野市職員措置請求に係る提出書類の追加及び修正について(以下「8月17日付修正文書等」)を河内長野市監査委員事務局に送付した。このことから、本件請求書、8月17日付修正文書等を考慮し、請求人の口頭陳述で監査委員から請求の要旨等を確認したところ、次のとおり解した。

- ① 週2回行われる燃焼系ごみは、月8回が平均の収集回数で単価615円、1回あたり約77円となる。粗大ごみ、資源ごみの収集は、月2回しか実施されていないが、単価238円で全世帯数に積算され、委託費用として支払われている。また、粗大ごみは、別枠でも収集を実施され、単価119円で年間142件の処理をしているので、それだけでも、定期的な収集は減少している。粗大、資源ごみの収集費用は、必要な件数をもって計られるのが正当であり、無理やり全世帯を積算し、委託料とすることは許すことができない。50%を減額した単価での委託金額とすることが妥当である。しかし、確たるその証拠は持っていないので、監査委員が判断してほしい。
- ② 河内長野市は、総務省が随意契約の廃止、一般競争入札の実施を呼びかけているにもかかわらず、長年、家庭用ごみの収集運搬業務を2事業者と「随意契約」を締結し、令和2年度には随意契約を飛び越え、単価契約を締結し、適正な価格によって行われるべき契約が不適切な価格によって行われている。また、河内長野市が直営事業としてごみ等収集運搬委託を実施した場合、3億5千万円ほど安い。
- ③ 河内長野市は、単価に人口増減率(補正計数)やごみ総排出量係数を乗じて、家庭用のごみ収集運搬業務の委託料を支払っているが、そのごみ総排出量係数も信用できない。
- ④ A社は、適切な業務の履行を実施していない。

これらのことから、ごみの収集運搬業務に係る不適切な支出金の返還又は損害を発生させた河内長野市職員からの弁済、ごみの収集運搬業務の随意契約の見直し、現在随意契約を締結している業者の向こう3年間の競争入札参加資格の停止及び恣意的な会計を行い不正等が明らかと

なった河内長野市職員等関係者の懲戒処分を求める。

4 理由

- ① 粗大ごみ、資源ごみの単価と収集件数に相違があるため、委託料の50%が不当な支出であるとする理由

32, 515世帯(4月世帯数)から70%減とした数字を見込み9, 754世帯として考えると、90, 481, 612円の70%減27, 144, 483円となる。しかし、利用世帯の数量把握ははなはだ困難もあり、一世帯が、この月の2度の収集のうち、1度は何らかの形で利用すると考えれば、50%を減額した単価での委託金額とすることが妥当である。

- ② ごみの収集運搬業務の随意契約が違法・不当であるとする理由

長年、ごみの収集運搬業務を2事業者と「随意契約」を締結し、令和2年度には随意契約を飛び越え、単価契約を締結し、適正な価格によって行われるべき契約が不適切な価格によって行われている。

- ③ 家庭用ごみの収集運搬業務の委託料算定に使用されている人口増減率及びごみ総排出量係数に誤りがあり、不当に委託料を支払っている可能性があるとする理由

ごみ総排出量係数は、河内長野市統計書のごみ排出量から算出すると一致しない。

- ④ 家庭用ごみの収集運搬業務に係る契約が履行されていないとする理由

令和元年には、ますます収集時間のばらつきが目立つようになり、1時間以上も出したごみが収集されず、山積みで放置されることが度々起こっている。代わりに急に早い時間に収集を行い、ごみ出しの時間に間に合わず、ごみが出せない家庭が多数あることを目撃した。

5 請求人が提出した事実証明書

資料1

- －[1] 令和2年4月20日付河内長野市長からの回答文書
- －[2] 令和2年5月26日付河内長野市長からの回答文書

- －[3] 令和 2 年 6 月 9 日付河内長野市長からの回答文書

資料 2

- －[1] A 社担当地区人口世帯数表 2 ページ
- －[2] 年度別家庭用ごみ等委託料支払額 2 ページ
- －[3] A 社年度別月別支払額単価表
- －[4] ー[1] A 社令和元年度粗大ごみ等月別支払額単価差額表
- －[4] ー[2] 平成 28 年・29 年度岸和田市廃棄物統計書からの粗大ごみ等の割合表
- －[5] 総排出量係数調べ表
- －[6] 河内長野市統計書ごみ処理状況表 2 ページ
- －[7] 総務省ホームページ随意契約について
- －[8] 証言書

資料 2 ー[4]は、令和 2 年 8 月 5 日に收受した時点では、A 社年度別月別支払額単価表差額表示表 2 ページとして提出を受けた。

その後、「同年 8 月 1 7 日付（監査委員事務局同月 1 8 日收受）河内長野市職員措置請求に係る要因の一部修正について」により、A 社年度別月別支払額単価表差額表示表 2 ページが取り下げられ、A 社令和元年度粗大ごみ等月別に修正された。

その後、「同年 8 月 1 8 日付（監査委員事務局同月 1 9 日收受）河内長野市職員措置請求に係る提出書類の追加及び修正について」により、資料 2 ー[4]が、資料 2 ー[4] ー[1] A 社令和元年度粗大ごみ等月別支払額単価差額表に修正され、資料 2 ー[4] ー[2] 平成 28 年・29 年度岸和田市廃棄物統計書からの粗大ごみ等の割合表が追加された。

その後、「同年 8 月 1 9 日付（監査委員事務局同月 2 0 日收受）河内長野市職員措置請求に係る提出書類の追加及び修正について」により、資料 2 ー[4] ー[2] 平成 28 年・29 年度岸和田市廃棄物統計書からの粗大ごみ等の割合表が修正された。

資料 3

- －[1] 行政文書開示決定通知書

- －[2] 行政文書不存在決定通知書
- －[3] 平成 27 年度～令和元年度 A 社決算明細書
- －[4] 平成 27 年度～令和 2 年度歳出予算見積書
- －[5] 平成 27 年度～令和 2 年度一般廃棄物収集運搬業務起案書写し
- －[6] 令和 2 年度単価契約に係る契約書、見積書等関連文書

資料 3－[5]は、平成 27 年度～令和 2 年度一般廃棄物収集運搬業務起案書写しとして請求者から提出されたが、実際には、平成 27 年度～令和 2 年度一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の選定業者及び選定理由を記載した書面の写しであった。

第 2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

請求人から提出された本件住民監査請求は、請求期限（1 年）を経過した公金の支出並びに契約の締結及び履行について記載されている部分が見受けられた。

本件請求書の中で、請求人は、「本年になって初めて知った」「A 社の種類別の決算金額、決算額に用いられる指数があること等はおおよそ知ることができず」等と記載していた。

しかしながら、住民監査請求の 1 年の請求期限が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたにもかかわらず、相当な期間内に監査請求をしなかった場合には、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」がないものと解するのが相当（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決参照）であり、また、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当（東京高裁平成 19 年 2 月 14 日判決参照）である。

これを本件についてみると、本件請求書に記載されている請求期限

(1年)を経過した公金の支出並びに契約の締結及び履行に関する文書は、河内長野市情報公開制度により閲覧可能な状態となっていたことが明らかであるから、これをもって相当の期間内になされたということができない。

したがって、本件請求書に記載されている請求期限(1年)を経過した公金の支出並びに契約の締結及び履行について記載されている部分は、「正当な理由」がなく請求期限を経過した不適法な請求となるため、却下とし、その余の部分に関し、受理するものとし、令和2年8月7日付で「河内長野市市職員措置請求書について(通知)」により請求人あて通知した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

本件住民監査請求について、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年8月25日、河内長野市役所7階、行政委員会室において請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設け、監査委員が請求人の陳述を聴取した。

これに先立ち、請求人は、8月17日付修正文書等を送付した。このことから、請求人の口頭陳述の中で、監査委員が本件請求書の修正内容等を確認し、請求人の主張が、「第1 監査の請求 3 請求の要旨」及び「同4 理由」のとおりであることを確認した。

請求人の口頭陳述では、請求期限(1年)を経過した公金の支出並びに契約の締結及び履行についての陳述も見受けられたが、令和2年8月7日付「河内長野市市職員措置請求書について(通知)」により請求期限(1年)を経過した公金の支出並びに契約の締結及び履行について記載された部分の請求は、却下しているため、記載を省略した。

3 監査対象部課

環境経済部環境衛生課

4 監査対象部課からの事情聴取等

陳述にあたり、関係職員3名から令和2年8月20日付で陳述書及び

監査資料説明書が提出され、本件住民監査請求について、以下のとおり陳述が行われた。

家庭系ごみ収集運搬業務委託料（以下「本件委託料」という。）の算出方法については、平成23年度から単価掛ける世帯数掛ける人口変動率掛けるごみ排出量変動率の計算式で算出している。

次に、粗大・資源ごみの単価設定は、もえるごみ同様の機材、人員により実施していることから、世帯単位で単価を設定することが合理的である。粗大・資源ごみについては、収集割合やごみの排出量を考慮するとともに、大型のものや形状も様々なごみが集積場所に廃棄され、収集作業に手間がかかることから、もえるごみの約30から35%程度に単価を設定している。また、平成21年10月からは資源ごみの搬入場所が河南町に変更したことに伴い、運搬時間や燃料費の増などを考慮し、現在の単価になっている。粗大・資源ごみの単価については、収集回数やごみ排出量の比率などを考慮し、単価を設定しており、請求人の主張する考え方については、妥当とは言えない。

ごみ排出量変動率については、請求人は、河内長野市統計書に掲載されているごみ排出量の数値を用いているが、本委託料算出については、委託事業者の収集しない業務範囲外のごみ排出量、例えば、魚あら、チップ（剪定枝）、食器、清掃工場への一般直接持ち込みについて除外しているので、河内長野市統計書に掲載のごみ排出量の数値と一致するものではない。

河内長野市のごみ収集事業に関しては、昭和52年の全面民間委託後から現在まで、株式会社A社及びB社の2社に業務を委託している。令和元年度及び2年度は、随意契約を行っており、原則として、もえるごみや粗大ごみ、資源ごみ、ペットボトルなどのごみ収集区分ごとに単価契約を行っている。なお、現在のところ、現在の事業者以外に新たな業者の参入希望については、具体的な要望がない。

また、当該事業者が施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、業務の実施に関し、河内長野市の民間委託当初からごみ収集を受託し、適正に運用していることから、相当の経験を有しており、平成20年6月の環境

省廃棄物対策課長通知に沿った委託業務を実施しているため、随意契約を行っていることには裁量権の逸脱、濫用はなく、不適切な支出金の返還はない。

河内長野市の事業者は、新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言下においても一日も業務を休むことなくごみ収集を実施しており、収集時間に関わる苦情はほとんど受けておらず、一定程度住民に受け入れられている。

以上のことから、各法令の定めに違反はなく、また何ら河内長野市に損害を与えるものではない。速やかに本件住民監査請求について棄却の決定を所望する。

(1) 提出資料（監査資料説明書）

① 令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料

資料番号 1 起案（起案者：環境経済部環境衛生課職員 a）起案日：
H31.3.1

同 2 起案（起案者：環境経済部環境衛生課職員 b）起案日：
H31.4.1

同 3 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 b）起票日：
R1.5.13

同 4 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 b）起票日：
R1.6.11

同 5 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 b）起票日：
R1.7.11

同 6 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 b）起票日：
R1.8.9

同 7 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 b）起票日：

- R1.9.11
- 同 8 支出負擔行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 b）起票日：R1.10.11
- 同 9 支出負擔行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 b）起票日：R1.11.13
- 同 10 支出負擔行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 b）起票日：R1.12.12
- 同 11 支出負擔行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 b）起票日：R2.1.14
- 同 12 支出負擔行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 b）起票日：R2.2.12
- 同 13 支出負擔行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 b）起票日：R2.3.10
- 同 14 起案（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 b）起案日：R2.3.13
- 同 15 支出負擔行為書（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 c）起票日：R2.3.31
- 同 16 起案（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 d）起案日：R2.4.1
- 同 17 支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 c）起票日：R2.4.7
- 同 18 支出負擔行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、資料等（起案者：環境經濟部環境衛生課職員 d）起票日：R2.5.14

同 19 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 c）起票日：
R2. 6. 11

同 20 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 c）起票日：
R2. 7. 13

同 21 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 c）起票日：
R2. 8. 11

同 22 関係法令

同 23 関係判例

同 24 平成 20 年 6 月 19 日付環境省廃棄物対策課長名通知

同 25 ごみ排出量の状況

② 令和 2 年 9 月 10 日付河長総総第 260 号による提出資料

同 26 1 もえないごみ・粗大ごみ・その他の資源ごみの単価
設定の考え方について
2 119 円で収集運搬を実施しているもえないご
み・粗大ごみの考え方について
3 委託（直営）の考え方
カン・ビン民間委託に伴う収集運搬経費加算額積算（試
算）

③ 令和 2 年 9 月 25 日付河長総総第 241-2 号による提出資料

同 27 支出負担行為書兼支出命令書、管理等委託業務完了届、
資料等（起案者：環境経済部環境衛生課職員 c）起票日：
R2. 9. 11

(2) 令和 2 年 8 月 20 日付河長総総第 242 号による陳述書

第 3 認定事実

1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託契約（以下「本件契約」という。）
について

(1) 令和元年（平成31年）度

- ① 平成31年4月1日 令和元年(平成31年)度の本件契約を締結
(履行期間 平成31年4月1日から令和2
年3月31日まで)

②本件委託料の支払状況

| | | | | |
|------|--------|------|---------------|------|
| 令和元年 | 8月20日 | 7月分 | (42,516,852円) | 支払済み |
| 同 | 9月20日 | 8月分 | (42,566,156円) | 支払済み |
| 同 | 10月18日 | 9月分 | (42,510,886円) | 支払済み |
| 同 | 11月19日 | 10月分 | (43,407,973円) | 支払済み |
| 同 | 12月20日 | 11月分 | (43,216,928円) | 支払済み |
| 令和2年 | 1月17日 | 12月分 | (43,310,545円) | 支払済み |
| 同 | 2月18日 | 1月分 | (43,066,476円) | 支払済み |
| 同 | 3月17日 | 2月分 | (42,716,281円) | 支払済み |
| 同 | 4月17日 | 3月分 | (43,084,089円) | 支払済み |

(2) 令和2年度

- ① 令和2年4月1日 令和2年度の本件契約を締結
(履行期間 令和2年4月1日から令和3年
3月31日まで)

②本件委託料の支払状況

| | | | | | |
|------|-------|-----|-----|---------------|------|
| 令和2年 | 5月19日 | 4月分 | (円) | (43,785,918円) | 支払済み |
| 同 | 6月19日 | 5月分 | (円) | (43,934,158円) | 支払済み |
| 同 | 7月17日 | 6月分 | (円) | (43,642,924円) | 支払済み |
| 同 | 8月18日 | 7月分 | (円) | (43,712,167円) | 支払済み |
| 同 | 9月18日 | 8月分 | (円) | (43,735,044円) | 支払済み |

2 本件契約の本件委託料について（抜粋）

一般家庭のもえるごみ収集業務 一世帯につき月額 615円

一般家庭のもえないごみ・粗大ごみ及びその他の資源ごみ収集業務

一世帯につき月額 238円

一般家庭のもえないごみ・粗大ごみ収集業務

一世帯につき月額 119円

第4 監査の結果

1 本件住民監査請求の監査対象事項

本件住民監査請求の要旨及び理由は、請求人の本件住民監査請求及び請求人の陳述から、おおむね「第1 監査の請求 3 請求の要旨」及び「同4 理由」に記載のとおりである。

本件請求書では、請求期限（1年）を経過した公金の支出並びに契約の締結及び履行についても監査を請求人から求められたが、本件住民監査請求で監査対象とすることができる事項は、請求期限（1年）を経過していない公金の支出並びに契約の締結及び履行についてであり、公金の支出については、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等（1）提出資料（監査資料説明書）①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号6」から令和元年7月分の家庭系ごみ収集運搬業務（「本件家庭系委託業務」）という。）に係る支出が8月18日に行われていることが確認できるため、当月分以後の支出が監査対象となる。

なお、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等（1）提出資料（監査資料説明書）①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号2」から「同5まで」は、支出から請求期限（1年）を経過しているため、監査対象から除外し、「同21」及び「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等（1）提出資料（監査資料説明書）③令和2年9月25日付河長総総第241-2号による提出資料 資料番号27」については、請求人が本件住民監査請求を請求した後の支出であるが、「第1 監査の請求 3 請求の要旨」を考慮し、監査対象とした。

これらのことから、監査委員が監査すべき主な対象事項を検討すると、(1) 令和元年7月分以後の本件家庭系委託業務の粗大ごみ、資源ごみの収集運搬単価と収集件数に相違があり、委託料の50%が不当な支出であるか、(2) 粗大ごみは、別枠でも収集を実施され、単価119円で年

間142件の処理をしているため、定期的な収集が減少している。これに伴い、委託料が不当に支払われていないか、(3) 令和2年度の本件契約の随意契約が違法・不当なものであるか、(4) 令和元年7月分以後の本件家庭系委託業務の人口増減率及びごみ総排出量係数に誤りがあり、不当な支出があるか、(5) 令和元年度及び令和2年度の本件家庭系委託業務に係る本件契約に不履行があるか、これらのことにより、河内長野市が損害を被っているならば、その損害を補填するために必要な措置を講ずべきかどうかである。

2 判断

(1) 令和元年7月分以後の本件家庭系委託業務の粗大ごみ、資源ごみの収集運搬単価と収集件数に相違があり、委託料の50%が不当な支出であるか

ア 請求人は、32,515世帯(4月世帯数)から70%減とした数字を見込み9,754世帯として考えると、90,481,612円の70%減27,144,483円となる旨を述べつつ、利用世帯の数量把握ははなはだ困難であることから、一世帯が、この月の2度の収集のうち1度は何らかの形で利用すると仮定し、粗大ごみの収集金額と同様、50%を減額した単価での委託金額とすることが妥当であると主張する。

また、請求人は、「第1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書 資料2-[4]-[2]平成28年・29年度岸和田市廃棄物統計書からの粗大ごみ等の割合表」を提出している。このことから、監査委員は、河内長野市内における粗大、資源ごみの排出量が実際には非常に少ないのではないかと請求人が疑念を抱いているものと認めた。

イ 一方、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等(2) 令和2年8月20日付河長総総第242号による陳述書」及び「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等」によると、粗大・資源ごみの単価設定は、もえるごみ同様の機材、人員に

より実施していることから、世帯単位で単価を設定することが合理的であること、粗大・資源ごみについては、大型のものや形状も様々なごみが集積場所に排出され、収集作業に手間がかかるため、もえるごみの約30から35%程度に単価を設定していること、平成21年10月からは資源ごみの搬入場所が河南町に変更したことに伴い、運搬時間や燃料費の増加などを考慮し、現在の単価になっていること、これらのことから請求人の主張する考え方については、妥当とは言えないことを主張する。

また、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ②令和2年9月10日付河長総総第260号による提出資料 資料番号26」によると、「もえるごみ」に対する「粗大・資源ごみ」の排出量割合は、約21%~24%の間で推移していること、「粗大・資源ごみ」の収集回数は単純計算すると粗大ごみは月1回、また資源ごみも同様に月1回の収集であり、合計すると月2回の収集となり、年間24回の収集となること、「もえるごみ」は週2回の収集であるので、年間50週と考えた場合100回の収集回数となり、したがって、「もえるごみ」に対する「粗大・資源ごみ」の収集回数の割合は24%となること、「粗大・資源ごみ」の単価は、24%に12.5%を加味し、「もえるごみ」の36.5%に単価を設定している旨を主張する。

加えて、粗大ごみの収集は月1回が基本ではあるが、量によっては1回の収集で積載できない場合があること、また、粗大ごみ置場に排出されている金属類等については、資源化を行うために別の車両で回収も行っているなど1つの集積場所に2度収集に回ること、粗大・資源ごみについては、大型の物や形状も様々なごみが集積場所に排出されるため、もえるごみと比較して収集作業に相当の手間がかかること、したがって、「もえるごみ」に対する「粗大、資源ごみ」の収集運搬単価は、約10%~15%程度のアップを見ている旨を主張する。

さらに、収集件数は、ごみ収集運搬業務は、必ず地域の収集日に

地域の集積場所へ人員・車両が収集に出向く必要があり、たとえ集積場所にごみ一つも出ていなかったとしても経費がゼロにならない。ごみの有無に関係なく本件家庭系委託業務が実施されていると主張する。

ウ ここで改めて、「第1 監査の請求 3 請求の要旨 ①」をみると、請求人は、確たるその証拠は持っていないので、監査委員が損害の有無を判断してほしいと要望している。このため、平成29年度及び30年度のごみ排出量及び粗大、資源ごみのごみの排出量に占める割合を試査し、粗大・資源ごみの単価及び収集件数に相違があり、河内長野市が損害を被っているか否かを判断する。なお、平成29年度及び30年度のごみ排出量は、令和元年及び2年の本件委託料の算定に関わっているものである。

まず、ごみの排出量については、「第1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書 資料2-[6] 河内長野市統計書ごみ処理状況表2 ページ」と「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1)提出資料(監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号25」によると、前者においては排出量合計29,972トン、後者においてはもえるごみ 23,503トン、不燃ごみ・粗大ごみ2,855トン、資源化量3,065トン、チップ(剪定枝)451トン及び魚あら99トンを足した排出量合計29,973トンとなり、四捨五入による端数処理の誤差はあるものの、おおむね相違はないと判断する。

また、粗大、資源ごみの排出量については、「第1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書 資料2-[4] -[2] 平成28年・29年度岸和田市廃棄物統計書からの粗大ごみ等の割合表」及び「岸和田市廃棄物統計書」によると、岸和田市の平成29年度岸和田市の家庭ごみの排出量が記載されている。これをみると、粗大ごみが650トン、直接搬入と集団回収が7,319トン、資源ごみが4,758トンである。ただし、同資料からは、岸和田市の粗大ごみ収集は申込制であり、直営で回収した粗大ごみのみを粗大ごみとして

計上していることが認められる。このため、直接焼却場に持ち込まれる粗大ごみも相当量あると考えられ、650トンが実際に排出された粗大ごみの排出量と確認することは困難である。

一方、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号25」によると、平成29年度の河内長野市のごみ排出量は、不燃ごみ、粗大ごみが2,855トン、資源ごみが3,065トンである。

これら両者の数値の相違は、岸和田市は粗大ごみが申込制であるのに対し、河内長野市はごみ集積場所に持っていけば収集されること、河内長野市は、一般廃棄物全般でごみ排出量を算定していることによるものと思われる。よって、「第1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書 資料2-[4]-[2]平成28年・29年度岸和田市廃棄物統計書からの粗大ごみ等の割合表」と「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号25」を比較し、検証することはできないと判断する。

そこで、さらに環境省の「廃棄物処理技術情報」による平成29年度の大阪府内市町村のごみ処理の実績から、河内長野市のごみ処理実績を確認する。同情報では、粗大ごみ排出量については岸和田市が3,162トン、河内長野市が2,855トン、資源ごみ排出量については岸和田市が4,865トン、河内長野市が3,065トンとなっている。また、河内長野市と人口が近い近傍市町村を見ると、粗大ごみ排出量については羽曳野市が2,075トン、富田林市が4,873トン、資源ごみ排出量については羽曳野市が780トン、富田林市が1,964トンとなっている。これらのことから岸和田市の人口が河内長野市の人口の2倍弱ということ を考慮すると、一人当たりの粗大ごみの排出量については河内長野市の方が多少多く排出していることが認められるものの、近傍市町村と比べ

ると大きくかけ離れたものとは認められず、過大な排出量とも過小な排出量とも認められない。また、資源ごみの排出量については各市の資源化の取組状況の差異があるように思われる。

これらを踏まえつつ、平成29年度のごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合を算定し、以下のとおり検証する。

「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号25」によると、不燃ごみ・粗大ごみは、2,855トン、資源化量3,065トンであって、環境省の「廃棄物処理技術情報」と同じである。ただし、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号1」及び「同14」によると、本件契約では、陶磁器製食器、ガラス製食器、魚あら、チップ (剪定枝)、清掃工場への直接持ち込みのごみについてはごみ排出量から除外するものとされている。

このため、本件契約のごみ排出量は、陶磁器製食器、ガラス製食器、魚あら、チップ (剪定枝) を平成29年度のごみ排出量から差し引いた29,414トンから、清掃工場へ直接持ち込まれたごみ排出量を差し引いた数値がごみ排出量となる。なお、清掃工場へ直接持ち込まれたごみ排出量については、本資料に記載されていないため、正確な算定を行うことができない。この条件のもとであるが、一旦、29,414トンを試算に用いるごみ排出量とする。同様に、資源ごみの排出量についても、資源化量3,065トンから陶磁器製食器6トン、ガラス製食器3トンを差し引いた3,056トンを試算に用いる数値とする。その結果、試算に用いる粗大、資源ごみの合計は、2,855トンと3,056トンを足した5,911トンとなる。

これらのことから、環境省の「廃棄物処理技術情報」に基づく試算結果としては、粗大、資源ごみが平成29年度のごみ排出量に占

める割合は、5,911トンと29,414トンで除した約20.1%となる。しかしながら、この試算した平成29年度のごみ排出量に粗大、資源ごみが占める割合は、清掃工場へ直接持ち込まれたごみ排出量が差し引きされていないことを前提とする数値である。

そこで、環境省の「廃棄物処理技術情報」に基づく粗大、資源ごみの数値と「第1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書資料2-[6] 河内長野市統計書ごみ処理状況表2ページ」の委託事業者の収集運搬量及び「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料(監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号1」の委託事業者の収集運搬量の数値を用い、再度、検証することとする。

まず、環境省の「廃棄物処理技術情報」に基づく粗大、資源ごみの数値及び「第1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書資料2-[6] 河内長野市統計書ごみ処理状況表2ページ」の委託事業者の収集運搬量に基づき試算すると、委託事業者が取り扱うごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合は、5,911トンと28,729トンで除した約20.6%となる。

一方、環境省の「廃棄物処理技術情報」に基づく粗大、資源ごみの数値及び「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料(監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号1」の委託事業者の収集運搬量に基づき試算すると、委託事業者が取り扱うごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合は、5,911トンと28,462トンで除した約20.8%となる。

これらのことから、請求人及び監査対象部課の資料の数値に多少の違いはあるものの、平成29年度の委託事業者が取り扱うごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合の各算定結果は、おおむね一致すると認めることができる。

次に、平成30年度について、平成29年度と同様に確認を行う。

まず、ごみの排出量については、「第1 監査の請求 5 請求人

が提出した事実証明書 資料 2 - [6] 河内長野市統計書ごみ処理状況表 2 ページ」と「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和 2 年 8 月 20 日付河長総総第 2 4 1 号による提出資料 資料番号 2 5」により、30, 399 トンとする。また、本件契約のごみ総排出量は 30, 399 トンから陶磁器製食器 9 トン、ガラス製食器 3 トン、魚あら 4 3 9 トン及びチップ (剪定枝) 8 4 トンを差し引いた 2 9, 8 6 4 トン、粗大、資源ごみの合計は 6, 4 9 9 トンから陶磁器製食器 9 トン、ガラス製食器 3 トンを差し引いた 6, 4 8 7 トンとなる。このことから、粗大、資源ごみが平成 3 0 年度のごみ排出量に占める割合は、6, 4 8 7 トンを 2 9, 8 6 4 トンで除した約 2 1. 7 % となる。しかしながら、この試算した平成 3 0 年度のごみ排出量に粗大、資源ごみが占める割合は、清掃工場へ直接持ち込まれたごみ排出量が差し引きされていないことを前提とする数値である。

そこで、環境省の「廃棄物処理技術情報」に基づく粗大、資源ごみの数値と「第 1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書資料 2 - [6] 河内長野市統計書ごみ処理状況表 2 ページの委託事業者の収集運搬量及び「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和 2 年 8 月 20 日付河長総総第 2 4 1 号による提出資料 資料番号 1 4」の委託事業者の収集運搬量の数値を用い、再度、検証することとする。

まず、環境省の「廃棄物処理技術情報」に基づく粗大、資源ごみの数値及び「第 1 監査の請求 5 請求人が提出した事実証明書資料 2 - [6] 河内長野市統計書ごみ処理状況表 2 ページ」の委託事業者の収集運搬量に基づき試算すると、委託事業者が取り扱うごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合は、6, 4 8 7 トンを 2 8, 9 1 7 トンで除した約 2 2. 4 % となる。

一方、環境省の「廃棄物処理技術情報」に基づく粗大、資源ごみの数値及び「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和 2 年 8 月 20 日付河

長総第241号による提出資料「資料番号14」の委託事業者の収集運搬量に基づき試算すると、委託事業者が取り扱うごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合は、6,487トンと28,662トンで除した約22.6%となる。

これらのことから、平成29年度同様に請求人及び監査対象部課の資料の数値に多少の違いはあるものの、平成30年度の委託事業者が取り扱うごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合の各算定結果も、おおむね一致すると認めることができる。

したがって、請求人の事実証明書に基づく試算の結果及び監査対象部課の提出資料に基づく試算の結果から、委託事業者が取り扱うごみ排出量に占める粗大、資源ごみの割合は、約21%～24%の間で推移していると認められる。

ここで、監査対象部課の「粗大・資源ごみ」の単価は、ごみの排出量や手間を考慮し、24%に12.5%を加味し、「もえるごみ」の36.5%に単価を設定している旨の主張を検証する。

収集回数は「もえるごみ」の24%であることは明らかである。また、ごみ排出量に対する「粗大、資源ごみ」の割合が、約21%～24%の間で推移していることも、試算の結果から認められる。

これらのことから、ごみの大きさや形状及び作業の手間を考慮し、24%に「もえるごみ」の10%から15%のアップとして、12.5%を加味し「粗大、資源ごみ」の単価を決定しているとする主張は、一定の根拠に基づいた合理的な主張と認められる。

エ 次に、粗大、資源ごみの単価と収集件数との関係について、検証する。

「第2 監査の実施 第4 監査の結果 2 判断 (1) 令和元年7月分以後の本件家庭系委託業務の粗大ごみ、資源ごみの収集運搬単価と収集件数に相違があり、委託料の50%が不当な支出であるか ウ」から本件家庭系委託業務の粗大、資源ごみの収集運搬単価は、ごみの収集割合と排出量に手間等を考慮し、決定している

と判断できる。ただし、本件家庭系委託業務は、地域の収集日に地域の集積場所へ人員・車両が収集に出向く必要があり、たとえ集積場所にごみ一つも出ていなかったとしても経費がゼロにならないため、ごみの収集の有無にかかわらず、本件家庭系委託業務が実施されているとして、単価と収集件数を決定している。

これらのことから、粗大ごみ、資源ごみの単価と収集件数については、確かに、請求人が主張するように毎回各家庭が当該ごみを出しているわけではない。しかしながら、請求人も認めるように利用世帯の数量把握ははなはだ困難である。このため、監査対象部課は、一定の根拠に基づき、世帯数からごみの排出量、その収集割合や作業の手間を考慮した上で、単価を決定し、委託料を支出しており、これにより、河内長野市に損害を与えているとは言い難い。よって、請求人の主張には理由がない。

- (2) 粗大ごみは、別枠でも収集を実施され、単価 1 1 9 円で年間 1 4 2 件の処理をしているため、定期的な収集が減少している。これに伴い、委託料が不当に支払われていないか

この点については、請求人が主張するとおり、「第 3 認定事実 2 本件契約の本件委託料について（抜粋）」に記載のとおり、一般家庭のもえないごみ・粗大ごみ収集業務が単価 1 1 9 円で実施されている。

しかしながら、「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料（監査資料説明書） ①令和 2 年 8 月 2 0 日付河長総総第 2 4 1 号による提出資料」及び「同③令和 2 年 9 月 2 5 日付河長総総第 2 4 1 - 2 号による提出資料」に記載された各月の廃棄物（ごみ）収集委託料請求明細書に記載されている収集件数は、「同資料」に添付されている河内長野市人口統計表世帯数から一般家庭のもえないごみ・粗大ごみのみを収集している世帯（ふれあい収集世帯）等が差し引きされたものであり、請求人が主張する定期的な収集の減少が、反映されていた。

また、「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料（監査資料説明書） ②令和 2 年 9 月 1 0 日付河長総総

第260号による提出資料「資料番号26」によると、ふれあい収集世帯については、「もえないごみ・粗大ごみ」1回分の収集運搬業務を履行しているが「資源ごみ」1回分の業務は履行していないことから、定期的なごみの収集の減少を反映し、238円の2分の1である119円に単価を設定していることが確認される。

したがって、請求人が主張するとおり、定期的な収集は減少しているが、これに伴い、監査対象部課は、適正な措置を講じていると判断する。

(3) 令和2年度の本件契約の随意契約が違法・不当なものであるか

請求人は、長年、家庭用ごみの収集運搬業務を2事業者と「随意契約」を締結し、適正な価格によって行われるべき契約が不適切な価格によって行われおり、河内長野市が損害を被っていると主張する。

一方、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等」によると、河内長野市のごみ収集事業に関しては、昭和52年の全面民間委託後から現在まで、2社に業務を委託して、令和元年度及び2年度は、随意契約を行っている。現在のところ、現在の事業者以外に新たな業者の具体的な参入希望がなく、当該事業者が施設、人員、財政的規模を有し、かつ、業務の実施に関し、河内長野市の民間委託当初からごみ収集を受託し、適正に運用していることから、相当の経験を有しており、平成20年6月の環境省廃棄物対策課長通知に沿った委託業務を実施しているので、随意契約を行っていることには裁量権の逸脱、濫用はなく、不適切な支出金の返還はないと主張する。

地方自治法第234条第1項は「売買賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条第2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令に定める場合に該当するときに限りこれを行うことができるとしている。」これは、地方自治法が普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なもの

と位置付けているものと解することができる。

そして、その例外的な方法の1つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくて済み、しかも契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態が生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、地方自治法施行令第167条の2第1項は、地方自治法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して、随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。

また、同項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、「不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし、又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、このような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている地方自治法及び同法施行令の趣旨を勘案

し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」(最高裁昭和62年3月20日判決)とされている。

令和2年度の本件契約は、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号14」により令和2年3月13日(令和2年度一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託の実施及び業者選定について(伺))の起案が行われ、「同16」により(令和2年度一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託契約について(伺))の決裁により、令和2年4月1日に役務提供型の業務委託契約が締結されている。

まず、令和2年度の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務の種類、内容、性質、目的等諸般の事情について検証する。

業務の内容は、令和2年度の本件契約の「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号14によると、一般家庭等から排出されたごみを種別ごとに決められた回数で収集し、所定の搬入先に収集運搬する業務である。

業務の性質は、河内長野市内全域で高頻度に廃棄物を収集する必要があることから、人員、機材を多量に必要とし、河内長野市内3,000箇所にも上るごみステーション、ごみ置き場の把握から、効率的な収集方法や火災等に備えた危機管理等の業務運営のノウハウが必要とされる。

業務の目的は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1条に規定するとおり、廃棄物の適正な収集、運搬等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることである。

諸般の事情としては、現在の2事業者以外に新たな業者の具体的な参入希望がなく、競争性がないということである。

これらのことを総合的に勘案すると、令和2年度の本件契約は、河内長野市において当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし、又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合と認められるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと判断する。

次に、請求人は、岸和田市の名をあげつつ、河内長野市が直営事業としてごみ等の収集運搬を実施した場合、3億5千万円ほど安いと主張する。また、直営事業とした場合の必要職員数及び車両台数について、本件請求書によると、請求人は50人の職員と25台の車両が必要と主張するのに対し、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料(監査資料説明書) ②令和2年9月10日付河長総総第260号による提出資料 資料番号26」によると、監査対象部課は55人と31台の車両が必要と主張する。

一方、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等」によると、河内長野市が委託業務から直営事業とする場合には、河内長野市の現状から、運営設備、保管設備、人員の確保等、一から準備する必要があり、本件委託業務のノウハウもないと主張している。

これらの主張を踏まえ、直営事業とした場合を仮定して、その経費を検証する。

まず、経費については、令和元年度の支払が5億4千633万円であると請求人が主張している。このことから、請求人は、家庭系ごみ収集運搬業務を直営で行うこととした場合を想定していると認められる。

仮に、請求人の主張する25台の車両で本件業務を行うこととした場合は、25台にそれぞれ2人が便乗し、6日間本件業務を行うとして、述べ人数にして300人が必要となる。これを前提に本件業務に直接携わる職員数を試算すると、延べ人数300人を週の所定労働日

数5日で除した人数である60人が必要となる。加えて、本件業務に直接携わる職員を指揮する管理職員やローテーション等の管理を行う一般職員、さらには給与や福利厚生を担当する職員、有給休暇や特別休暇をこれらの職員が取得した際に業務に支障がないよう欠員を補充するための職員も必要であって、これらの各職員については、少なくとも各2人ずつ(合計6人)が必要と考えられる。これを合計すると、必要な職員数は、少なくとも、66人に及ぶと考えられる。これに請求人が想定している800万円を乗じると年間5億2,800万円となる。

さらに、請求人が主張する25台の車両の経費を加算すると5年間に要する経費は、30億2,000万円となり、請求人が仮定した経費の27億3,165万円を超える金額となる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(4) 令和元年7月分以後の本件家庭系委託業務の人口増減率及びごみ総排出量係数に誤りがあり、不当な支出があるか

請求人は、令和元年7月分以後の本件家庭系委託業務の人口増減率及び総排出量係数に誤りがあり、信頼ができないと主張する。

請求人がいう人口増減率は、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料(監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号1」に記載されている人口変動率と認められる。人口変動率は、前年度末人口に対する当月末の人口の比率とされている。このため、河内長野市人口統計表を用い、令和元年7月から令和2年8月までの人口変動率を次表のとおり算定した。

| 年月 | 月末人口/前年度末人口 | 人口変動率 | 月末人口 | 前年度末人口 |
|---------|-------------|--------|--------|--------|
| 令和元年7月 | 0.996726041 | 0.9967 | 105032 | 105377 |
| 令和元年8月 | 0.996166146 | 0.9961 | 104973 | 105377 |
| 令和元年9月 | 0.995141255 | 0.9951 | 104865 | 105377 |
| 令和元年10月 | 0.99494197 | 0.9949 | 104844 | 105377 |

| | | | | |
|------------|-------------|--------|--------|--------|
| 令和元年 11 月 | 0.993480551 | 0.9934 | 104690 | 105377 |
| 令和元年 12 月 | 0.992265864 | 0.9922 | 104562 | 105377 |
| 令和 2 年 1 月 | 0.991146076 | 0.9911 | 104444 | 105377 |
| 令和 2 年 2 月 | 0.989618228 | 0.9896 | 104283 | 105377 |
| 令和 2 年 3 月 | 0.987226814 | 0.9872 | 104031 | 105377 |
| 令和 2 年 4 月 | 0.999509762 | 0.9995 | 103980 | 104031 |
| 令和 2 年 5 月 | 0.998981073 | 0.9989 | 103925 | 104031 |
| 令和 2 年 6 月 | 0.997692995 | 0.9976 | 103791 | 104031 |
| 令和 2 年 7 月 | 0.997029732 | 0.9970 | 103722 | 104031 |
| 令和 2 年 8 月 | 0.996241504 | 0.9962 | 103640 | 104031 |

次に、請求人がいう総排出量係数は、「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料 (監査資料説明書) ①令和 2 年 8 月 20 日付河長総総第 2 4 1 号による提出資料 資料番号 1」及び「同 1 4」に記載されているごみ総排出量変動率と認められる。ここで、「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (2) 令和 2 年 8 月 20 日付河長総総第 2 4 2 号による陳述書」及び「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等」によると、本件委託料算出におけるごみ排出量変動率に用いるごみ排出量については、委託事業者の収集しない業務範囲外のごみ排出量、魚あら、チップ (剪定枝)、食器、清掃工場への一般直接持ち込み分を除外して算出している。そして除外前のごみ排出量については、おおむね相違がないことは、「第 4 監査の結果 2 判断 (1) 令和元年 7 月分以後の本件家庭系委託業務の粗大ごみ、資源ごみの収集運搬単価と収集件数に相違があり、委託料の 50% が不当な支出であるか ウ」のとおりである。

そこで、ごみ排出量から魚あら、チップ (剪定枝)、食器、清掃工場への一般直接持ち込み分を除外した数値を基に、令和元年度及び令和 2 年度のごみ総排出量変動率を試算したところ、それぞれ 0.997 及び 0.987 の数値となったため、当該年度のごみ総排出量変動率

は、正確であると判断する。

さらに、「第3 認定事実 1 本件契約について (1) 令和元年(平成31年)度」及び「同(2) 令和2年度」のとおり令和元年7月分から令和2年8月分までの本件契約に係る粗大、資源ごみの収集運搬委託料が支払われていることから、先に確認した別表1の人口変動率(小数点5位切捨)の欄と各月に適用されるごみ総排出量変動率を乗じた係数を算出し、次表に記載した。

| 年月 | 人口変動率 | ごみ総排出量変動率 | 係数 |
|---------|--------|-----------|--------|
| 令和元年7月 | 0.9967 | 0.979 | 0.9757 |
| 令和元年8月 | 0.9961 | 0.979 | 0.9751 |
| 令和元年9月 | 0.9951 | 0.979 | 0.9742 |
| 令和元年10月 | 0.9949 | 0.979 | 0.974 |
| 令和元年11月 | 0.9934 | 0.979 | 0.9725 |
| 令和元年12月 | 0.9922 | 0.979 | 0.9713 |
| 令和2年1月 | 0.9911 | 0.979 | 0.9702 |
| 令和2年2月 | 0.9896 | 0.979 | 0.9688 |
| 令和2年3月 | 0.9872 | 0.979 | 0.9664 |
| 令和2年4月 | 0.9995 | 0.987 | 0.9865 |
| 令和2年5月 | 0.9989 | 0.987 | 0.9859 |
| 令和2年6月 | 0.9976 | 0.987 | 0.9846 |
| 令和2年7月 | 0.9970 | 0.987 | 0.984 |
| 令和2年8月 | 0.9962 | 0.987 | 0.9832 |

これを「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料(監査資料説明書) ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料」及び「同③令和2年9月25日付河長総総第241-2号による提出資料」に記載された各月の廃棄物(ごみ)収集委託料請求明細書の係数と比較したところ一致した。

さらに、本件委託業務の世帯数について、一般廃棄物収集運搬業務契約書(特記事項)第8条第11号の規定に基づき、ふれあい収集世

帯等が除外されているか、確認を行った。

| 年月 | 収集世帯数 | 世帯数 | ふれあい収集 世帯数 | 収集除外 世帯数 |
|------------|-------|-------|---------------|-------------|
| 令和元年 7 月 | 46759 | 47447 | 183 | 505 |
| 令和元年 8 月 | 46795 | 47478 | 180 | 503 |
| 令和元年 9 月 | 46795 | 47476 | 178 | 503 |
| 令和元年 10 月 | 46840 | 47529 | 182 | 507 |
| 令和元年 11 月 | 46818 | 47498 | 178 | 502 |
| 令和元年 12 月 | 46828 | 47469 | 176 | 523 |
| 令和 2 年 1 月 | 46776 | 47446 | 177 | 493 |
| 令和 2 年 2 月 | 46755 | 47419 | 176 | 488 |
| 令和 2 年 3 月 | 46791 | 47453 | 180 | 482 |
| 令和 2 年 4 月 | 46863 | 47525 | 178 | 484 |
| 令和 2 年 5 月 | 46873 | 47538 | 181 | 484 |
| 令和 2 年 6 月 | 46852 | 47515 | 180 | 483 |
| 令和 2 年 7 月 | 46878 | 47544 | 181 | 485 |
| 令和 2 年 8 月 | 46869 | 47542 | 184 | 489 |

これを「第 2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等

(1) 提出資料（監査資料説明書） ①令和 2 年 8 月 20 日付河長総総第 2 4 1 号による提出資料」及び「同③令和 2 年 9 月 25 日付河長総総第 2 4 1 - 2 号による提出資料」に記載された各月の廃棄物（ごみ）収集委託料請求明細書の世帯数と比較したところ一致した。

したがって、各月の廃棄物（ごみ）収集委託料請求明細書に記載されている粗大、資源ごみの収集運搬委託料は、238 円に係数（＝人口変動率×ごみ排出量変動率）、月末世帯数及び消費税を乗じて算出されており、誤りはない。

これらのことから、請求人の主張には理由がない。

(5) 令和元年度及び令和 2 年度の本件家庭系委託業務に係る本件契約に

不履行があるか

請求人は、令和元年には、ますます収集時間のばらつきが目立つようになり、1時間以上も出したごみが収集されず、山積みで放置されることが度々起こっている。代わりに急に早い時間に収集を行い、ごみ出しの時間に間に合わず、ごみが出せない家庭が多数あることを目撃したと主張する。

一方、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等」によると、河内長野市の事業者は、新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言下においても一日も業務を休むことなくごみ収集を実施しており、収集時間に関わる苦情はほとんど受けておらず、一定程度住民に受け入れられていると主張する。

また、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料（監査資料説明書） ②令和2年9月10日付河長総総第260号による提出資料 資料番号26」によると、粗大ごみの収集は月1回が基本ではあるが、量によっては1回の収集で積載できず、2度収集に回る場合もあると主張している。

ここで、「河内長野市のホームページ もえないごみ・粗大ごみは同じ日に2回の収集を行います」によると、もえないごみ・粗大ごみは、同じ収集日に金属類のごみと金属類以外のごみの2種類に分けて、別々の車で収集しており、それぞれの収集時間に違いがあり、1台目の車が収集した後も他の種類のごみが残っているという内容が掲載され、市民向けに周知が図られている。

さらに、「河内長野市のホームページ ごみ集積場所について」によるとゴミの収集時間は、朝6時半から収集し、順に収集していくことから、道路状況や出されているごみの排出量によって集積場所ごとの収集時間が前後することがあるという内容が掲載され、市民向けに周知が図られている。

次に、「第2 監査の実施 4 監査対象部課からの事情聴取等 (1) 提出資料（監査資料説明書） ①令和2年8月20日付河長総総第241号による提出資料 資料番号2」の一般廃棄物収集運搬業務

委託契約書（案）及び一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務仕様書並びに「同16」業務委託単価契約書（案）及び一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務仕様書をみると、業務計画書の提出が委託事業者に義務付けられているものの、収集時間については、特に記載はされていない。

これらのことから、委託事業者が1時間以内にごみを収集しなければならないという定めはなく、河内長野市と委託事業者が協議し、朝6時半から収集を行っていると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

3 河内長野市が損害を被っているならば、その損害を補てんするために必要な措置を講じるべきかどうか

以上検討したとおり、本件請求事件に関する財務会計行為については、違法・不当な点及び河内長野市の損害となるものは認められず、講じるべき必要な措置はない。

4 結論

以上のとおりであるから、本件住民監査請求における請求人の主張はいずれも理由がないので、本件住民監査請求を棄却する。

以上